

議案第106号

三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正  
について

次のとおり三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年12月18日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年12月22日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「803,000円」を「827,000円」に、「642,000円」を「662,000円」に、「602,000円」を「620,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成11年1月1日から施行する。